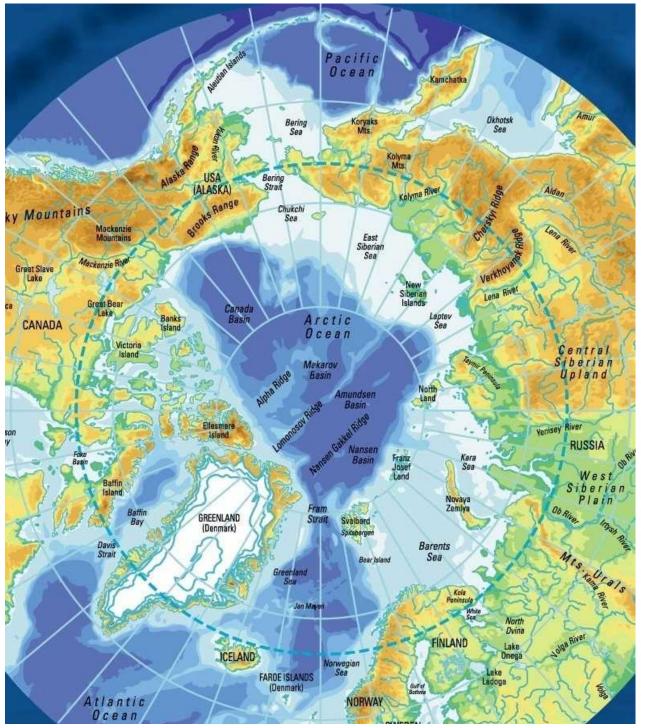
北極をめぐる課題

平成26年11月 外務省



北極圏(the Arctic): 北緯66度33分39秒(左図 青点線)以北の地域。

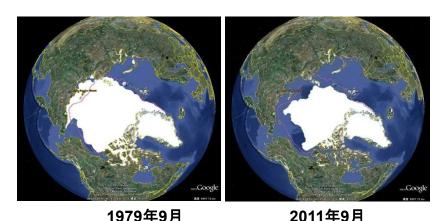
北極圏国 (Arctic States)
カナダ、デンマーク、
フィンランド、アイスランド、
ノルウェー、ロシア、
スウェーデン、米国

出典: Digital chart of the world; Institut Geographique National francais (IGN).

北極をめぐる状況と課題

海氷面積の減少

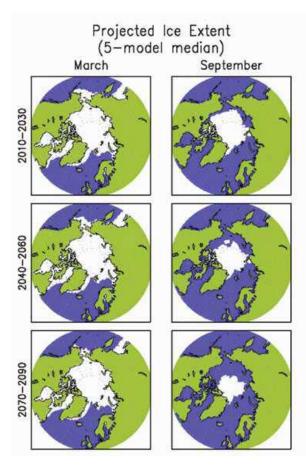
〇1978年以降,北極海の氷は10年ごとに平均2.7%縮小。 【出典:気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書】



【出典: 米コロラド大氷雪データセンター(National Snow and Ice Data Center:NSIDC)/ Google Earth】

北極海の活用可能性の拡大

〇航路, 資源開発, 環境問題, 安全保障に関する国際的 議論の高まり。



21世紀の北極海氷シミュレーション Source: Arctic Climate Impact Assessment

我が国にとっての意義

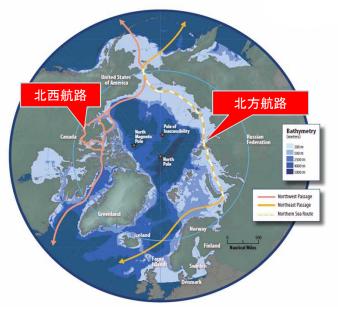
- ○海洋国家である我が国にとり、北極海の問題は国益に関わる問題となり得る。
- 〇環境問題や安全保障の観点からも、北極の議論に参画していくことが重要。

北極をめぐる主な論点:北極海航路

- ●海氷面積の減少により、北極海の航行可能日数が増えれば、将来的な 活用の可能性が広がる。
- ●北方航路(Northern Sea Route)が開発されれば、例えば横浜からロッテルダムまでの航行距離はスエズ運河経由の約6割となる。
- ●ただし、北極海の航路は深度が浅く、氷結した部分が多いため、衝突や 座礁事故の危険性が高い(砕氷船の随行が必要)。
- ●依然, 航行は夏期が中心であり, 運航の定期化は予断できない。







【出典: United Nations Environment Programme (UNEP)/ GRID-Arendal】

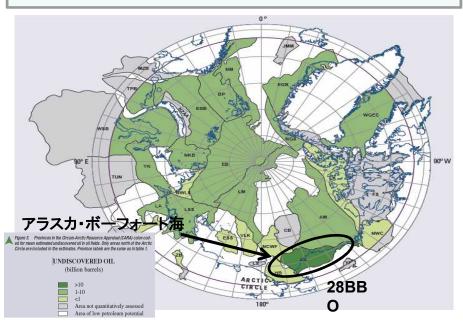
【出典: Arctic Council/Arctic Marine Shipping Assessment 2009 Report】

北極をめぐる主な論点:エネルギー資源

1. 未発見資源

原油-90BBO*1(世界全体の13%)

沿岸国に多大な利益をもたらす可能性がある一方, 世界の原油需給バランスを変えるものではないと言 われている。未発見原油のうち,約30%がアラス カ・ボーフォート海に存在すると推定。

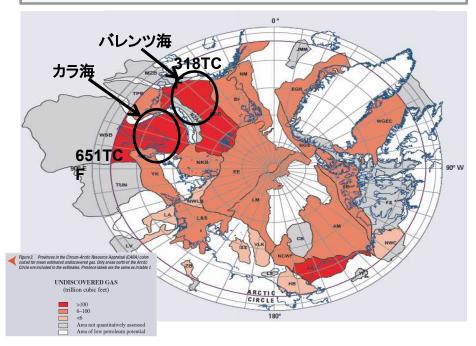


2. 既発見資源

原油-40BBO(世界全体の3%)

天然ガス-1,670TCF*2(世界全体の30%)

大部分が北極海大陸棚に埋蔵されており, 高い潜在性がある。未発見天然ガスの大半 がロシアが主権を主張している域内に存在。



天然ガス-1,100TCF(世界全体の17%)

^{*1}BBO=billion barrels of oil, *2TCF=trillion cubic feet

北極をめぐる主な論点:環境

- 北極圏の生態系は脆弱であり、人為的な環境破壊※があると、 自動回復に長期間を要する。
 - ◆低温故に細菌活動が極めて緩慢なため、自然機能で油濁が除去されるの に50年以上かかると言われている。(厚い氷層のため、人為的除去は不可能。)
 - ◆北極海は、多くの部分が陸地に囲まれているため外部海域との海水の循環が少ない。このため、汚染物質が内部に滞留し長期間循環するため、環境被害が加速しやすい。
 - ◆油濁により、雪氷表面が油膜に覆われると、太陽熱反射能力が10~35%減少し、氷の形成を25~50%遅延させ、氷解が加速。
 - ※衝突や座礁事故、地下資源の開発の結果生じる海底油田の暴憤等。
- 他の地域と比べ2倍以上と言われる温暖化の進行と氷の溶解の累積作用が加速すると、北極圏の生態系の変容が、地球全体の環境に関わる問題となり得る。

北極をめぐる主な論点:国際法

- ・北極については、南極条約のような個別の条約はない。
 - (南極条約における南極地域の平和的利用に相当する国際法上の義務は存在していない)(参考)
- ・北極海は「海」であり、国連海洋法条約を始めとする現行の海洋法が適用される。
- ・ただし、国連海洋法条約の北極海への適用において、沿岸国・利用国など 各国の立場により、同条約の解釈・運用について見解が異なり得るとの問 題あり。
 - ◆沿岸国が自国の権限を広く主張する傾向にある一方,利用国は航行の自由などの公海の自由の観点からの主張を行っている。

(参考)イルリサット宣言(2008年)

北極海沿岸5カ国(米, 露, 加, デンマーク, ノルウェー)のハイレベルが参加し, 北極海には既存の国際法の枠組みが適用され, 北極海のための新たな包括的枠組みの策定は不要であることを宣言。

北極をめぐる主な論点:安全保障

・ 北極海が解氷によって通常の「海」に近づくことによる地政学 的な変化により、国際的な安全保障環境の変化が生じ得る

【我が国の国家安全保障戦略における北極についての言及】(平成25年12月17日策定)

北極海では、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている。このため、国際的なルールの下に各国が協力して取り組むことが期待されているが、同時に、このことが国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもある。

- 1 北極圏への兵力配備等の動き。
- 2 核抑止体制への将来的影響?
- ◆北極圏には、米露という核兵器保有国が存在し、中国も大きな関心を示している。一方で 北極の非核地帯化に係る国際的な議論はほとんどなされていないのが現状。
- 3 我が国周辺海域(日本海, 3海峡(宗谷, 津軽, 対馬)等)における船舶の航行の輻輳化。

(参考)各国の動き

露:北極圏航路の利用確保、国益保護の観点から、国家基本政策を発表、北極圏における軍事力体制を強化。

米国:2013年に「北極戦略(国防省)」を発表。

加:2002年以降,北極圏での軍事演習を実施したり,軍事力の強化を発表。

ノルウェー: 北極海での軍備の配置を南部から北部へ移動。

デンマーク: グリーンランドにおける軍事活動を積極化(F16配備)。

中国: 資源開発等を目的として積極的に北極海に進出。(オホーツク海を経由して北極海にアクセス)

2012年に温家宝首相がアイスランド、スウェーデンを、胡錦濤国家主席がデンマークを訪問。砕氷船雪龍を北極海に周航。

2014年11月現在

北極評議会(AC)概要

経緯:「オタワ宣言」(1996年9月)に基づき, _ハイレベルの政府間協議体として設立。

目的:北極圏に係る共通の課題(持続可能な開発, 環境保護等)に関し,先住民社会等の関与を 得つつ,北極圏諸国間の協力・調和・交流を 促進する。

(注)軍事・安全保障関係は扱うべきではない点がオタワ 宣言における注書きで明記されている。

事務局: トロムソ(ノルウェー)



(1)閣僚会合

隔年開催。前回(第8回)会合は2013年5月にスウェーデン・キルナで開催。

(2)副大臣会合

2010年5月に初会合開催、閣僚会合が行われない年に隔年開催 (本年は行われない由)

(3)高級北極実務者(SAO)会合

最低年2回、議長国の呼びかけにより開催。

(4)分野別作業部会

現在, 6部会が活動中(汚染対策, 監視・評価, 動植物保護, 緊急事態予防・準備・対応, 海洋環境保護, 持続可能な開発)。

※なお、上記関連会合以外に、議長国の関心分野について時限的にタスクフォースが設置されており、現在4つのTFが活動中(ブラックカーボン及びメタン、北極科学技術協力、海洋油濁汚職防止、北極経済評議会)。



ARCTIC COUNCIL

Arctic Council

メンバー国(北極圏国)(8 ※固定)

各種決定は、加盟国のコンセンサスに よりなされる。

カナダ 現議長国

(任期:2013年5月~2015年5月)

米国

フィンランド アイスランド ロシア ノルウェー デンマーク スウェーデン

(議長国は輪番制)

常時参加者(6)(※上限7)

北極圏諸国に居住する先住民団体

決定権は持たないが,各種会議に積極的に参加しており,実際の発言力は 看過できない。

アリュート国際協会(AIA) 北極圏アサバスカ評議会(AAC) グイッチン国際評議会 イヌイット極域評議会(ICC) ロシア北方民族協会(RAIPON) サーミ評議会

オブザーバー

(ACの活動に貢献するとACが決定するもの。)

国(非北極圏国)(12) 仏, 独, 西, 蘭, ポーランド, 英, 日本, 中国, インド, イタリア, シンガポール, 韓国

政府間・地域間・議員間組織(9)

(国連開発計画(UNDP), 国連環境計画(UNEP)等)

NGO·団体(11)

(北方評議会(Northern Forum), WWF等)

(注)EU及び7の国際機関・NGO(含グリーンピース)がオ ブザーバー資格申請中。

【オブザーバーの役割】

オブザーバーはACの各種会合に招かれるほか、主に作業部会でのACへの関与を通じ、適切に貢献する。メンバー国や常時参加者を通じ具体的プロジェクトを提案することも可。

北極評議会(AC)を通じた我が国の北極問題への関与

- ACオブザーバー資格承認の意義
- ◆北極を巡る国際的な動向を把握するための情報収集及び積極的関与が 可能。
- ◆ACの各種会合での我が国の有する科学的知見の提供等による貢献が 可能。
- ◆国内における北極の関心を高め、関係省庁・機関の北極施策を前進させ る推進力となった。

ACの限界

- ◆北極圏国は、域外国が北極問題に関与することを必ずしも歓迎していな。 い他、ACオブザーバーは正規メンバーに比して発言権等は大きく制約があ る。
- ◆ACでは、安全保障は取り扱わないことになっているほか、議論の中心が 環境保護である等、北極問題につき包括的に議論ができる場ではない。

